退院•地域移行支援



特別養護者人ホーム淡路ふくろうの郷 星ユニットリーダー・障害者生活支援員 川満 和則(かわま かずのり) 代理 橋詰恭子(はしづめ きょうこ)

特別養護老人ホーム 淡路ふくろうの郷

2006年開所 定員70名 (10名×7ユニット) 山花木月川星海





・1995年に起こった阪神淡路大震災をきっかけに 建設運動が進み、5億円募金活動を達成し開所し た。

•聞こえない入居者は近畿地方だけでなく、東海地方、四国、九州など様々。

・精神科病院(長期入院)からも13件、受け入れてきた。

ふくろうまなびあい文庫⑦

経済成長期のじやま者たち

理由なき精神科病棟への隔離

「知的障害」「ろうあ」は病気ではありません。また社会の破壊者や治安を揺るがす存在でもありません。 なぜ、竹邉正晴さんは50年も社会から隔離されたのでしょうか?

優生思想を社会全体に広げた国民優生法(1935(昭和10)年)、その内容が一段と強化された旧優生保護法(1948(昭和23)年)が障害者そのものの存在を否定し、社会のじゃま者で迷惑な存在と立法化したのです。

国によって障害者の人としての権利も自由も奪い取られた犠牲者の一人が竹邉正晴さんです。

当時のようすや、障害者が置かれていた社会状況 を学べる内容になっています。

目次

第1章 竹邉正晴さんの生い立ちと現在

第2章 それぞれの施設での実践報告

- 一京都・いこいの村(村松 充)―
- 一大阪・なかまの里(吉見剛二)―
- ―医師の立場から(片倉和彦)―
- ―精神保健福祉士の立場から(稲 淳子)―

第3章 未来に向けた施設のあり方



本日の主人公竹邉正晴さん



竹邊正晴です 83歳(ときどき68歳)です 昭和10年6月1日に 生まれました お父さん、お母さんは 死にました お姉さんも死にました お兄さんはいなくなりました



(神戸市)垂水のろう学校に通いました

戦争で飛行機が飛んできて、たくさんの爆弾を落とし

ました

学校は燃えてしまいました 僕は走って逃げました



時代背景

```
1935 (昭和10) 年
                  竹邉さん誕生
   1936 (昭和11) 年
               1歳 2.26事件
                          竹邉さん6~7歳ごろ
   1937 (昭和12) 年
               2歳 日中戦争
                          失聴
   1940 (昭和15) 年
               5歳
                  国民優生法 🕨
   1941 (昭和16) 年
               6歳
                  日本海軍が真珠湾軍港への奇襲攻撃。これによって太平洋戦
                  争が始まる。
1945 (昭和20) 年
              10歳
                  神戸大空襲など戦災のため校舎設備の一切を
                  焼失、学校に通えなくなる
                  原爆投下•敗戦
```

仕事は、大阪でたい焼きを焼いていました 給料はもらえません 嫌になってやめました

(神戸市)長田で靴の仕事に就きました 『高取ゴム』 熱い熱い中で働きました

加古川の採石場でも働きました 大きな岩にダイナマイトを差し込んで爆発させます 砕けた石をトラックに運びます 石を運んでいると、重い石ばかり運ばされました ある日、我慢できなくなって石を積むためのトラックの ガソリンタンクにダイナマイトを突っ込んで、 トラックを爆発させました

おまわりさんがやってきて、手錠をはめられ 鉄格子のなかに入れられました

石屋川の家の近くに交番があって、 おまわりさんが何度もやってきました 僕を捕まえて鉄格子のなかに入れました 何度も何度も捕まりました

時代背景

1946 (昭和21) 年 ^{11歳} 父が心臓病で死去(55歳)

日本国憲法公布

1948 (昭和23) 年 13歳 優生保護法制定

盲学校・聾学校教育の義務化

1949 (昭和24) 年 14歳 身体障害者福祉法制定

1950 (昭和25) 年 15歳 精神衛生法制定

神戸ろうあハウス

精神障害者の私宅監置が禁止。 都道府県に公立の精神病院の設置義務 自傷他害のおそれのある精神障害者の 措置入院と保護義務者の同意による同 意入院の制度ができた。

20歳のころから 30、40、50、60、70歳まで『サナトリューム』に

いました



時代背景

1952 (昭和27) 年 ^{17歳} 精神科病院入退院を経て、20歳ごろから長期 入院に _{病名は「精神遅滞」}

1954 (昭和29) 年 19歳 高度経済成長期(~1973年) 身体障害者福祉法改正「ろうあ者更生施設」が加わる

1956 (昭和31) 年 21歳 京都府立身体障害者福祉センターにろうあ者更生施設が増設。 (1982年閉鎖)

1957 (昭和32) 年 22歳 国立ろうあ者更生指導所(後に国立聴力言語障害者センター に改称)

昭和30~45年

民間の精神病院の施設整備費・運営費に対して国庫補助が行なわれたことや、また医療金融公庫の設立などもあって、民間精神病院が多数建設されるようになる。

ちなみに、竹邉さんが入院していた病院では・・・

1967 (昭和42) 年 增築 (病床数176床)

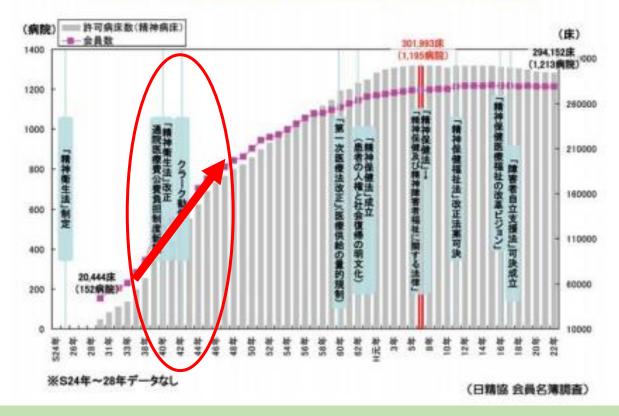
1971 (昭和46) 年 增築 (病床数223床)

1977 (昭和52) 年 增築 (病床数323床)

1984 (昭和59) 年 增築 (病床数366床)

1985 (昭和60) 年 改築 (病床数420床)

日精協 会員病院数と精神病床許可病床数の変遷

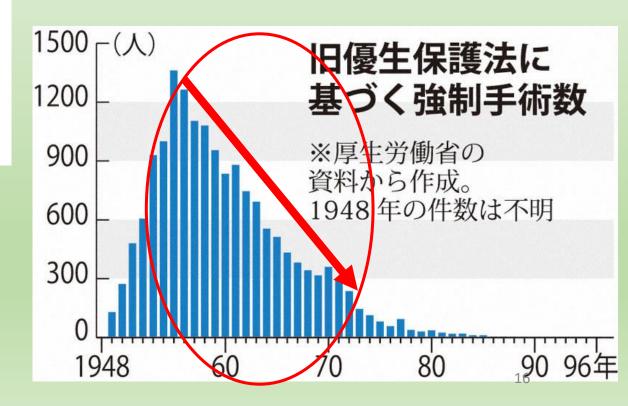


精神科病院病床数は増加強制不妊手術数は減少

意味するものは・・・

高度経済成長期

昭和29年(1954年)から昭和47年(1972年)あたりまでをいう

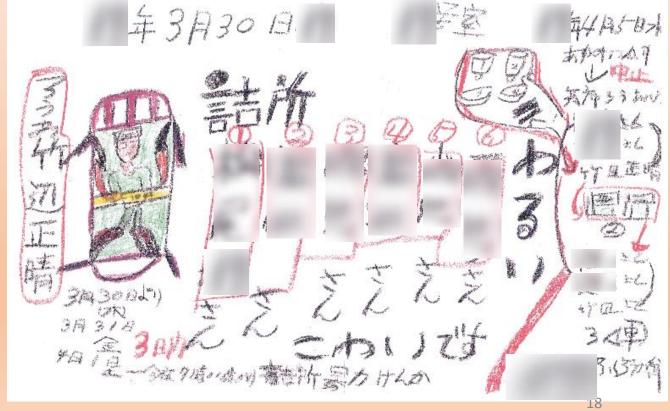


病院では、喧嘩をすると保護室に閉じ込められました 1週間です

おしつこがしたくなって、「お一い、お一い」と声を出しても誰も見向きもしません

先生が紐をほどいて保護室から出してくれました





2006年4月26日、(関西青少年サナトリュームの相談員)郷原さんと一緒に淡路ふくろうの郷に来ました。



時代背暑

社会復帰施設の規定が設けられる

1981 (昭和56) 年 46歳

国際障害者年

1987 (昭和62) 年 52歳

精神保健法

1988 (昭和63) 年 53歳

母、死去(88歳)

1993 (平成 5) 年 58歳

障害者基本法成立

1995 (平成7) 年 60歳

阪神淡路大震 精神保健福祉法 目的は「自立と社会経済活動への参加」

精神障害者も「障害者」に

精神障害者福祉が法的に明示

2000 (平成12) 年 65歳 介護保護

介護保険制度スタート 措置から契約に

2002 (平成14) 年 67歳

淡路ふくろうの郷建設の募金活動開始

2003 (平成15) 年 68歳

支援費制度

2005 (平成17) 年 70歳

障害者自立支援法

2006 (平成18) 年 71歳

特別養護者人ホーム淡路ふくろうの郷開所障害者権利条約採択

退院のきっかけ

震災をきっかけに、神戸市の区役所には手話通訳者が配置されるようになり、

2001年に、区の手話通訳者がケアマネジャー連絡会で、疎外感の中、孤立し、困難を余儀なくされている高齢聴覚障害者の生活の現状を報告したところ、

退院までの流れ〜止まった時間が動き出す〜

① 区の手話通訳者とケースワーカーが、病院に訪問 「あっ、手話!」 「手話…忘れた」 「また きて」

② ろうあ協会の理解と協力で、病院からの外出が実現ろうあ協会/「おしゃべり会」への参加を支援しよう

外出実現に

電車を見て、「あっ!国鉄か!?」<

情報遮断、止まった時間に胸が詰まる

家族/病院から出さないでほしい。

退院までの流れ〜止まった時間が動き出す〜

③ 広がっていく世界と現実の葛藤 病院以外の世界、ろう者とのかかわり → 楽しい、うれしい 閉鎖病棟 → 話し相手もなく、手話もない



現場の看護師/外出の機会を減らして!!

退院までの流れ〜止まった時間が動き出す〜

主治医/問題行動は起こっているが、とりあえずようすを見ながら、社会復帰をめざす 方針は続けていこう

病院側が粘り強く家族を説得

→閉鎖病棟から一般病棟へ

そして、淡路ふくろうの郷へ

竹邉さんと病院にあいさつ

退院して13年、当時の主治医を訪れる 日本経済の高度成長期に 邪魔な人間を引き受けること。 それが当時の精神科病院の社会的使命と

されていた



地域移行に必要なのは

発見のしくみ 関係機関の連携(チームプレー) 一人ひとりを大切に 手話を、人生を共感的に 受け止めてくれる拠り所 (障害者権利条約が羅針盤) 自治会活動(仲間たち)

- ・『社会福祉法人ひょうご聴覚障 害者福祉事業協会』HP
- →『お知らせ一覧』
- → 『ふくろうまなびあい文庫⑦』

もしくは、

お問い合わせ 電話 0799-25-8550 FAX 0799-25-8551

ふくろうまなびあい文庫⑦

経済成長期のじゃま者たち

理由なき精神科病棟への隔離

「知的障害」「ろうあ」は病気ではありません。また社会の 破壊者や治安を揺るがす存在でもありません。 なぜ、竹邉正晴さんは50年も社会から隔離されたのでし

ようか?

優生思想を社会全体に広げた国民優生法(1935(昭 和10)年)、その内容が一段と強化された旧優生保護法 (1948(昭和23)年)が障害者そのものの存在を否定 し、社会のじゃま者で迷惑な存在と立法化したのです。 国によって障害者の人としての権利も自由も奪い取

られた犠牲者の一人が竹邉正晴さんです。

当時のようすや、障害者が置かれていた社会状況 を学べる内容になっています。

第1章 竹邉正晴さんの生い立ちと現在

第2章 それぞれの施設での実践報告

- 一京都・いこいの村(村松 充)-
 - 一大阪・なかまの里(吉見剛二)-
 - ―医師の立場から(片倉和彦)―
- ―精神保健福祉士の立場から(稲 淳子)― 第3章 未来に向けた施設のあり方



企画・編集・発行/ふくろうまなびあい文庫編集委員会

注	文	書
/	~	-

いくろう

FAX 0799-25-8551		5 】 ふくろうまなびあい文庫	ふくろうまなびあい文庫編集委員会	
お名前		文庫⑦	m	
FAX&TEL		数量	円	
住 所	〒 −			

